

富山市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(平成29年4月版)

要支援者については、平成29年4月以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方についてのみ、総合事業のサービスコードを使用します（認定の更新等までは、従前の予防給付の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。）。

移行期間中の平成29年度は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますのでご注意ください。

また、総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

富山市内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

なお、富山市外の事業者が富山市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、富山市の基準等により、富山市のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1 訪問型サービス（みなし） サービスコード表（サービス種類コード **A1**）

平成27年3月31日までに、予防給付の介護予防訪問介護の指定を受けていた『みなし指定事業者』が使用します。

※なお、当該コード（A1）の使用できる期間は、富山市では、平成30年3月31日までとなります。平成30年4月1日以降、現行相当の介護予防訪問介護のサービスを提供する場合は、**A2**のコードを使用します。（この場合、平成30年3月31日までに指定の更新手続きが必要となります。）

2 訪問型サービス（独自） サービスコード表（サービス種類コード **A2**）

平成29年4月以降の総合事業の介護予防訪問介護サービス指定事業者（平成27年4月以降に予防給付の介護予防訪問介護の指定を受けた事業者）が使用します。

通所型サービス

3 通所型サービス（みなし） サービスコード表（サービス種類コード **A5**）

平成27年3月31日までに、予防給付の介護予防通所介護の指定を受けていた『みなし指定事業者』が使用します。

※なお、当該コード（A5）の使用できる期間は、富山市では、平成30年3月31日までとなります。平成30年4月1日以降、現行相当の介護予防通所介護のサービスを提供する場合は、**A6**のコードを使用します。（この場合、平成30年3月31日までに指定の更新手続きが必要となります。）

4 通所型サービス（独自） サービスコード表（サービス種類コード **A6**）

平成29年4月以降の総合事業の介護予防通所介護サービス指定事業者（平成27年4月以降に予防給付の介護予防通所介護の指定を受けた事業者）が使用します。

介護予防ケアマネジメント

5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表（サービス種類コード **AF**）

総合事業のサービスのみを利用する利用者（要支援者及び事業対象者）の介護予防ケアマネジメント費を請求する場合に使用します。

なお、要支援者の方が、「介護予防サービス」と「総合事業のサービス」を併用する場合の「介護予防支援費」については、介護予防サービスの「介護予防支援サービスコード」を使用します。

1 訪問型サービス（みなし） サービスコード表

平成27年3月31日までに予防給付の介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 項目			
種類	項目								
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,168	1月につき	
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		818		
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,051		
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		736		
A1	2111	訪問型サービスⅠ 日割		事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		38		1日につき
A1	2113	訪問型サービスⅠ 日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		27		
A1	2114	訪問型サービスⅠ 日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		34		
A1	2115	訪問型サービスⅠ 日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		24		
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度) 2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,335	1月につき	
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		1,635		
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,102		
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		1,472		
A1	2211	訪問型サービスⅡ 日割		事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度) 77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		77		1日につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ 日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		54		
A1	2214	訪問型サービスⅡ 日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		69		
A1	2215	訪問型サービスⅡ 日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		49		
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅲ)	要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		3,704	1月につき	
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		2,593		
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		3,334		
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		2,334		
A1	2321	訪問型サービスⅢ 日割		要支援2 (週2回を超える程度) 122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		122		1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ 日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		85		
A1	2324	訪問型サービスⅢ 日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		110		
A1	2325	訪問型サービスⅢ 日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		77		
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービ ス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき			
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービ ス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1日につき			
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位 加算	200	1月につき		
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100単位 加算	100			
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算				
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算				
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算				
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算				
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算				

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 訪問型サービス（独自） サービスコード表

平成27年4月以降に予防給付の介護予防訪問介護の指定を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 項目		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		1,168 単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%		818
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一						1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一						736
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ 日割			事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		38
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ 日割・初任		38 単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%	27	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ 日割・同一					34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ 日割・初任・同一					24	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)		事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		2,335 単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%	1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一					2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一					1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ 日割			事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		77
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ 日割・初任		77 単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%	54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ 日割・同一					69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ 日割・初任・同一					49	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)		要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		3,704 単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%	2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一					3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一					2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ 日割			要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		122
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ 日割・初任		122 単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 × 90%	85	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ 日割・同一					110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ 日割・初任・同一					77	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービ ス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位 加算	200	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100 単位 加算	100		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 通所型サービス（みなし） サービスコード表

平成27年3月31日までに予防給付の介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 項目	
種類	項目						
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型 サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A5	1112	通所型サービス1日割		54 単位	54	1日につき	
A5	1121	通所型サービス2		要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A5	1122	通所型サービス2日割		111 単位	111	1日につき	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（みなし）を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	-752	
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150	
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A5	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A5	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2		要支援2	144 単位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48
A5	6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22		要支援2	96 単位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A5	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2		要支援2	48 単位加算	48	
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 通所型サービス（みなし） サービスコード表

平成27年3月31日までに予防給付の介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目		イ 通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	単位数	項目
A5	8001	通所型サービス1・定超						事業対象者・要支援1
A5	8002	通所型サービス1日割・定超	54 単位	38	1日につき			
A5	8011	通所型サービス2・定超	要支援2	3,377 単位	2,364	1月につき		
A5	8012	通所型サービス2日割・定超		111 単位	78	1日につき		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目		イ 通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	単位数	項目
A5	9001	通所型サービス1・人欠						事業対象者・要支援1
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠	54 単位	38	1日につき			
A5	9011	通所型サービス2・人欠	要支援2	3,377 単位	2,364	1月につき		
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠		111 単位	78	1日につき		

4 通所型サービス（独自） サービスコード表

平成27年4月以降に予防給付の介護予防通所介護の指定を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 項目	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54 単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		111 単位	111	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ12			要支援2	144 単位加算	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ22			要支援2	96 単位加算	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			要支援2	48 単位加算	48
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 通所型サービス（独自） サービスコード表

平成27年4月以降に予防給付の介護予防通所介護の指定を受けた事業者が使用します。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目		イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	単位数	項目
A6	8001	通所型独自サービス1・定超						事業対象者・要支援1
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超	54 単位	38	1日につき			
A6	8011	通所型独自サービス2・定超	要支援2	3,377 単位	2,364	1月につき		
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		111 単位	78	1日につき		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目		イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	単位数	項目
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠						事業対象者・要支援1
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠	54 単位	38	1日につき			
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠	要支援2	3,377 単位	2,364	1月につき		
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		111 単位	78	1日につき		

5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 項目
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント	事業対象者・要支援 1・2	430 単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300 単位加算	300	